

1988(平成10)年6月4日

弁護士 坂 和 章 平

第1. 法律的なものの考え方アラカルト

1. 証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」

という言い方は正しいか？

2. 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件

3. 「少年法の理念」と少年A事件

4. 「大岡裁き」と「ソロモン王の裁き」の異同

5. 陪審制を考える

- (1) 市民の義務、市民から選ばれた陪審員
- (2) 法廷での証拠のみに基づいて判断
- (3) 職業裁判官制度との優劣

第2. 相続問題

1. 相続人と相続分・遺留分

- (1) 相続人(民887・889・890)
- (2) 代襲相続(民887)
- (3) 相続分(民900)
- (4) 遺留分(民1028)
- (5) 遺留分の生前放棄(民1043)
- (6) 相続人の不存在(民951)
特別縁故者への分与(民958の3)、国庫帰属(民959)

2. 遺産分割

- (1) 遺産分割協議(民906・907)
- (2) 寄与分(民904の2)
- (3) 共有か、現物分割か
- (4) 遺産分割の調停

3. 相続の承認・放棄

- (1) 承認・放棄の期間(民915)
- (2) 単純承認(民920・921)
- (3) 限定承認(民922～)
- (4) 相続放棄の手続(民938)

4. 遺言

- (1) 要式性(民960)
- (2) 普通方式(民967)
 - ・自筆証書(民968)
 - ・公正証書(民969)
 - ・秘密証書(民970)
- (3) 特別方式
死亡危急時(民976)など
- (4) 遺言の検認・開封(民1004)

(5) 遺贈・受遺者(民964)

(6) 遺言執行者(民1006)

5. 相続税

(1) 課税最低限(遺産に係る基礎控除)

5,000万+1,000万×法定相続人

(2) 配偶者への税額軽減

(3) 生前の相続税対策

(4) 生命保険金の受取人への課税

第3. 金銭問題

1. 個人的な金銭の貸借

2. 連帯保証債務

3. 消費者金融

4. 自己破産

第4. その他

1. 交通事故の法律

2. 借地・借家の法律

3. 夫婦・親子の法律

4. 金銭貸借の法律

5. 消費者問題の法律

6. 不動産売買の法律

7. 建築の法律 etc.

ワンポイントアドバイス(補充)

——財産分与などで困らないために——

1998(平成10)年6月4日

弁護士 坂 和 章 平

第5 交通死(二木雄策著 岩波新書 1997年6月出版)について

1. 目次

第1章 一万人を超す年間犠牲者 —交通事故と交通犯罪—

第2章 被害者抜きの形式裁判 —刑事裁判の実態—

第3章 軽すぎる刑罰 —交通犯罪の量刑—

第4章 ビジネスとしての賠償交渉 —保険会社と弁護士—

第5章 なぜ本人訴訟なのか —調停と民事裁判—

第6章 定型・定額化している損害賠償 —賠償の理念と現実—

第7章 没論理的な算定方式 —逸失利益の検討—

第8章 差別される女性労働者 —逸失利益の男女間格差—

第9章 画一的な事故処理 —弁護士の論理・裁判所の論理—

終章 日常化した交通事故 —くるま社会の非人間性—

2. 筆者の問題提起
3. 筆者の考え方の是非
4. 坂和説（坂和意見書）

坂和は平成9年9月に本書を読み、著者宛に感想・意見を送付

（坂和意見の要旨）

- ① 筆者は交通事故の刑事事件、民事の損害賠償の交渉・調停・裁判の処理についての現状・問題的是れなりに把握しているものの、筆者の根底にはこれらの制度・現状に対する被害者の両親としての不満があまりにも強くあるため、本書での主張は「あれもダメ、これもダメ」の論旨に終始している。ならばそれをどうすればよいのかという点については全く記述がなく、抽象的な「人間としての尊厳」という言葉で批判するだけとなっている。
- ② 賠償交渉にビジネスの側面があることは当然のことだと私は考えている。しかし筆者の論旨はこれを批判するばかりか、その批判は全く説得力がない。そこで言っているのは、「娘を返せ」という感情論から出発した批判ばかりである。
- ③ 定型・定額化している損害賠償についても、西原説と実務の扱いを説明し、批判しているが、ならばどうするのかという点には全く目がいっていない。定型化・定額化とは、他にもっといい方法がないからやむを得ずその方法をとっているというだけの知恵であることを率直に認めるべきである。
- ④ 軽すぎる刑罰の論述も1つの考えとしては当然理解はできるが、その考えは「被害を受けた父」の考え方（一方例）である。考えるべき問題は「国民の一般的な考え方はどこにあるのか」ということである。

勿論、たとえば交通事故（とりわけ信号無視や明白な加害者の過失によるもの）により人を死亡させた場合、たとえば最低懲役5年と定めれば威嚇効果があることは当然だが、それが「私もドライバー、私のお父さん、お母さんも買物に車を使っている」という日本の社会の中で受け入れられるか否かが問題である。まさに、良くも悪くも交通事故の刑事処分は「被害者と加害者に代替性がある。誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る」という現状の日本の社会の中で決められているものである。
- ⑤ 画一的な事件処理、裁判所の判断、法の世界のもたれ合いの記述については、ナンセンスとしかいいようがない。逸失利益の算定方法が裁判所により異なるというのはむしろ筆者の立論からすれば（個々の裁判官が個々の事件毎に自己の判断を下すものだから）当然だと思う。また東京での収入と田舎の都市での収入がちがうのは当たり前だから、それによる相異があるのも当たり前のこととなる。

逸失利益の計算について、ホフマン、ライブニッツのいずれを使うかによる違いが裁判所によって顕著というのは確かに違和感があり、問題点はあると思うが、それはそれとして批判すべきものである。

また法の世界のもたれ合いをみて、「弁護士というのはもともと人間の倫理から外れる危険をはらんだ職業だということになる」（210頁）などと

いうのは、あまりにもすごい結論で、ナンセンスだと思う。

5. 関西TV「メディアドゥ」取材

第6. (よい) 弁護士の見分け方

1. 弁護士の資格、弁護士会のシステム
2. 弁護士の仕事スタイル
 - ・時間の使い方
 - ・事務所形態
 - ・事務員の数、仕事内容
3. 弁護士を有効に利用するためのノウハウ
 - ・アポをとる
 - ・メモをつくる
 - ・資料を整理する
 - ・日常的に接触を保つ
4. 弁護士の質、能力
 - ・ボス弁とイソ弁
 - ・しゃべり弁と書き弁
 - ・法律知識と人生経験
 - ・人間に対する目
 - ・金に対する目
5. 悪徳弁護士とは？よい弁護士とは？

第7. 「議員立法」って何？

1. 日本の法律はいくつあるか？
2. 日本の法律はどこでどうやってつくられるか？
3. 議員立法とは？

第8. 「機関委任事務」って何？

1. 地方分権の意味
2. 地方分権推進法の制定
3. 地方分権推進委員会の4次にわたる勧告